(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町根雨字野路九三四の二（次の図に示す部分に限る。）、金持字栗ノ木四六八、字家ノ前六七七、字平ル畑右九一二の九、九一二の一〇、字地蔵谷一三九五の一、一三九五の二、一三九六から一三九九まで、濁谷字原一一八三、字鉄穴洞一二二九、一二三一、三土字代ノ尻四六六の一、字日南ノ五　六七五の二、六七七の三、六七七の四、六七八から六八〇まで、秋縄字下アキ一六八の二、一六九の一、一七〇、一七一、字カヤケ平一一〇七の一、一一〇八の一、門谷字上ミウトウ谷ノ一　九七七、字堂兎九八四の二、本郷字天王行岸六二九の一、字ハゲラ一六七〇から一六七二まで、字舟木谷二〇一八の一、下榎字葉岩ノ上八三四の二、字彦谷八九〇の二、八九〇の三、八九三の二、八九四の二、九一四の二、九一四の六、下黒坂字ケンギャウ四一七、字古ヶ市八二〇の二、字要害山八四七、八五八の一、八五八の二、八五九、字才ノ木原上エ一〇一八の二、黒坂字一本木六八九、中菅字地主ヶ市二七四の一、福長字宮谷川ヒラ二の二、字才木谷山二五一の二、久住字鉄穴田六〇六の一、字大沢鑢床九四九の一、字大沢家ノ向九九二の一、字川西一〇五四の四、一〇五五の一、一〇五五の二（次の図に示す部分に限る。）、一〇五五の三、一〇五五の四、一〇五六の三、一〇五七の四九、字川西山一〇六八の一〇、小原字井手ノ上へ六五、七九の二、字大鉄穴四九〇の一、四九四、五〇〇、五〇二、五〇六、字大矢戸原五五四、五六六から五六九まで、五七二、五八四の一、上菅字家ノ奥一〇五〇の二、一〇五〇の四から一〇五〇の八まで、高尾字道上二〇七、三谷字屋敷七二、七三、字家ノ向二一八の一、字家ノ上エ三二二、榎市字堂坂五六八、五七一、字榎市五七九

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## ○農林水産省告示第千三百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年七月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字市瀬字坂ノ谷三六一三の一、三六一三の二、三六一四、三六一九の一から三六一九の八まで、三六一九の一〇、三六一九の一四から三六一九の二七まで、大字智頭字会下山二二九六から二三〇〇まで、二三〇一の一（次の図に示す部分に限る。）、二三〇一の二、二三〇二から二三〇四まで、字高幡谷二三〇六、二三〇九、二三一〇、字タドコ二三一二、二三一四から二三一六まで、二三一七の一、字東谷二三一三、字小松谷奥二三二六、字妙法寺下モ平二三三六の一、二三三六の二、二三三六の四、二三三七から二三四〇まで、二三四二、二三四四の一から二三四四の三まで、字妙法寺上平二三四三、二三四五から二三五三まで、字寿々谷二三八二の一、二三八二の二、二三八八、二三九一から二三九三まで、字新田二四二四、二四二六、字ネジレ二四六九、字大**谿**二四七〇、字瀧谷奥二四七一の一（次の図に示す部分に限る。）、二四七一の二から二四七一の五まで、二四七二の一、二四七二の二、大字西野字越道七四七、七四七の一から七四七の三まで、七四七の五から七四七の七まで、七四七の九、七四八、七四八の一、七四八の二、七四八の四、七四九、七四九の一から七四九の三まで、七五〇、七五〇の一、七五一、字大横山一二〇五から一二〇八まで、一二〇八の一、一二〇九の一、一二一〇から一二一七まで、一二一九、一二二〇から一二二三まで、一二二四の一、一二二四の二、一二二五から一二二九まで、字野々本山一二三六から一二四三まで、字小谷一二四四の一から一二四四の三まで、一二四五から一二四九まで、一二五〇の一から一二五〇の三まで、一二五〇の五から一二五〇の一九まで、字小屋ノ谷一二五一、一二五二、一二五三の一、一二五三の三から一二五三の一九まで、一二五三の三一から一二五三の三五まで、字越道山一二五四、一二五五、一二五六の一、字海上一二六四の三から一二六四の九まで、字金山東平一二六九、一二六九の一、一二七〇から一二七四まで、一二七五の二から一二七五の二九まで、一二七六、一二七七、一二七七の一、字尾見谷一二七八から一二八五まで、字漆谷一三一六、一三一七、一三一八の一、一三二一八の二、一三二一九から一三二四まで、一三二五の一から一三二五の三まで、一三二七の一、一三二七の二、一三二八、一三二九の二から一三二九の二二まで、字登り尾一三三〇から一三三三まで、字材木谷一三三四から一三三六まで、一三三六の一、一三三七、一三三七の一、一三三八、一三三八の一、一三三九の二から一三三九の九まで、字新佐エ門小屋一三四〇、一三四一、一三四三、一三四五、一三四五の一、一三四五の二、一三四六、一三四七、一三四八の一から一三四八の一まで、字本谷東平一三五〇、一三五〇の一、一三五〇の二、一三五一、一三五一の一から一三五一の三まで、一三五二、一三五二の一から一三五二の四まで、一三五三、一三五三の一、一三五四の一から一三五四の六まで、字一ノ瀧一三五五から一三六五まで、一三六八から一三七二まで、字立野一三七三から一三七九まで、一三八一、一三八二、大字郷原字小火打山二九八、三一〇、三一一、三一三から三二三まで、大字口宇波字コヲイ谷四七四、字佐治ヶ谷五一九、字屋根屋谷五二六の二、五二七から五三〇まで、五三二、字合郎谷五三六の一から五三六の三まで、五三七の一から五三七の三まで、五三八の一から五三八の三まで、五四〇、字坂ノ谷五四一、五四一の一（国有林）、五四二、五四三、五四四の一から五四四の三まで、五四五の一、五四五の二、五四七、字大ヶ谷五四八、五五一の一、五五二の一、大字惣地字中ノ谷高木五七三、五七五の一、五七七、五七八の一、五七九から五八一まで、五八二から五八八まで、五八九の一、五八九の二、五九〇、五九一、五九三、五九四、五九五（国有林）、六〇二、六〇三の一、六〇四、六〇五、六〇七から六一〇まで、六一二、六一四（国有林）、六一六、六一七（国有林）、六二三、六二五、六二八から六三一まで、六三三、字大谷六四〇の一、六四一の一、六四二の一、六四三の一、六四四、六五〇、字ケブ谷六五一、六五三、六五四

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## ○海上保安庁告示第百四十七号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十三年七月十二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人産業技術総合研究所　茨城県つくば市東一―一―一

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯二九度二〇分東経一二七度三分、北緯二六度四七分東経一二五度一〇分、北緯二五度四〇分東経一二六度、北緯二五度四五分東経一二六度五〇分、北緯二九度二〇分東経一二九度一〇分、北緯二八度五三分東経一二七度三五分の各点で囲まれる海域（陸域を除く）

ロ　期間　平成二十三年七月十四日から平成二十三年八月十五日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査